



議案第六十一号

証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十四年六月二十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十四年六月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

普通旅客 運賃	鉄道賃			
普通旅客 運賃	船賃			
二三円	車賃 （一キロメートルにつき）	日当	宿泊料	
三五〇〇円	（一日につき）		（一夜につき）	
七四〇〇円				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の証人等の実費弁償に関する条例別表の規定は、昭和五十四年七月一日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。